

【第3回横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会議事録】

- ・日 時：平成17年11月18日(金) 13:30～16:45
- ・場 所：関内駅前第二ビル 2階2G会議室
- ・出席者：【委員】  
新保委員長、岩井委員、佐藤委員、須田委員、横山委員
- ・傍聴者：なし(非公開)

次 第

1 定数確認

委員長より本選定委員会の定数確認があった。5人の委員全員の出席が得られたため、第2回横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会は成立する。

2 第2回横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会議事録の確定

事務局から第2回横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会議事録について説明。

議事録の内容について委員から承認を得られたため、第2回横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会議事録案は議事録として確定した。

3 指定管理者候補団体の審査

- (1) 事務局から第2回選定委員会以降の公募に関する経過及び、10月24日から10月26日までに指定管理者の応募を受け付け、社会福祉法人神奈川県匡済会の1団体から応募があったことを説明。

続いて、社会福祉法人神奈川県匡済会から提出された応募書類の確認及び財務状況の補足説明を行った。

(2) ヒアリング

応募団体の職員3人が入室し、提出書類についてのプレゼンテーションを行い、委員によるヒアリングを行った。ヒアリングの内容は以下のとおり。

ア 様式2-3 ホームレス自立支援施設の設置目的に基づいた管理運営の基本方針について

- (ア) 職員や利用者への基本方針の周知をどのようにしているのか。

職員には周知されているが、利用者への周知はしていないので、今後進めていきたい。

イ 様式2-4 ホームレスのニーズの把握について

- (ア) 福祉施設では、利用者のニーズ、課題等の把握にはアセスメントシートを使用するが、統一されたものを使用しているか。

統一した様式を定めており、それを利用している。

- (イ) アンケートは実施しているのか。

職員からの聞き取りという形で実施している。

- (ロ) アンケートで得られた意見については記録を残しているのか。

記録として残している。

- (ハ) アンケートのニーズで一番多いものはどのような内容か。

食事の内容や入浴の時間についての要望が多い。食事の内容については、給食業者と話し改善している。

ウ 様式 2 - 5 利用者に対する公平なサービス提供に対する考え方について

- (ア) 利用者に対して、満足度調査といった趣旨の調査をしたことはあるか。

実施したことはない。現在運営している老人ホームやケアプラザでは実施しているが、はまかぜでも検討する必要があると考えられる。項目については検討しなければならないが、給食や入浴など基本的な部分では可能だと思う。

エ 様式 2 - 6 職員の確保・配置計画について

- (ア) 現在、職員体制に欠員はあるか。

現在、欠員はない。人事異動や退職で欠員が生じた場合はすぐに補充している。

- (イ) 職員の定着率はどの程度か。

松影宿泊所の頃から含めて 1 2 年間で退職した職員は 2 名である。

- (ロ) 生活指導員の資格の取得状況について教えてほしい。

社会福祉士が 2 人、その他の生活指導員はすべて社会福祉主事の資格を取得している。通信教育で資格の取得をすすめてきた。今後も資格の取得をすすめていきたい。

- (ハ) 生活指導員の「指導」はどのように考えるのか。高齢者や障害者の福祉では、「指導」というような言葉は使われなくなっているが、変える予定はあるのか。

他の施設でも「生活指導員」が「生活相談員」になるなどしており、職員の間でも生活指導員という名称について議論になっている。変えていかなければならないと感じている。

オ 様式 2 - 7 職員の育成・研修計画について

- (ア) 職員研修の実績について教えてほしい。

全国更宿施設連絡協議会や横浜市社会福祉協議会、神奈川県社会福祉協議会の研修に職員を 5 ~ 6 人ずつ程度参加させている。研修結果についてはレポートで報告させるようにして、意識を高める努力もしている。

- (イ) 職場内に、職員が研修に行きやすい雰囲気があるか。

研修に行くことを職員も楽しみにしており、参加しやすい雰囲気がある。また、他施設との交流という点で、近くの更生施設に週 2 回職員を行かせている。

- (ロ) 人権の研修について教えてほしい。

人権を無視するような対応はしないように職員にも指示をしている。また法人の常務理事が人権擁護委員を務めており、法人として定期的に人権研修を行うよう発案し、11月から法人として人権研修をおこなうようにしている。

カ 様式2-8 個人情報の保護について

(ア) 個人情報の取扱いのルールは定めているのか。

法人の基本方針、規則は既に制定している。現在、法人内の各施設での統一したルールを策定するため、調整をすすめているところである。

(イ) 個人情報の入ったケースファイル等の書庫に鍵は付いているのか。

既に鍵を取り付けている。

(ロ) パソコンのデータ管理はどうなっているのか。

個人のパスワードを設定し、管理には十分に気を付けている。また、パソコンの外部への持ち出し、外部からの持ち込みも禁じている。

キ 様式2-9 苦情受付体制について

(ア) 苦情受付担当者などの職員名は施設内に掲示されているのか。

掲示している。

(イ) 第三者委員の名前は掲示されているか。

掲示している。

(ロ) 施設を通さず、直接委員へ連絡が取れる体制になっているのか。

法人の特別養護老人ホームでは掲示しているが、すべての施設で掲示をしてはいない。

(ハ) これまでの苦情受付の実績を教えてください。

文書での苦情を受けたことはない。

ク 様式2-10 危機管理体制について

(ア) 事故対応マニュアルはあるのか。また、防災計画は定められているのか。訓練は実施しているのか。

事故対応マニュアル及び防災計画を定めている。訓練については、平成16年度は1回実施した。監査で年に2回行うように指摘されたので、今年度は2回行う。

(イ) 緊急時の連絡網は整備されているのか。また、事務所に掲示されているのか。

緊急時の連絡網は整備しているが、はまかぜは事務所に利用者の出入りがあるので、掲示はしていない。

ケ 様式2-11 衛生管理の取組について

(ア) 様式2-6の職員配置計画に栄養士の配置はなかったが、給食業者に栄養士がいるということで良いか。

給食業者に栄養士がいる。

(イ) 入浴が週6日とのことだが、残りの1日は入浴できないのか。

日曜日は職員の勤務体制が薄いので、入浴を実施していない。

(ウ) 食事のことで要望などあるか。

概ね好評である。朝食のメニューについて一部不満があったが、業者に指示して改善を図った。食事については重視しており、業者に栄養士を置いているので、健康食も提供できるようになっている。また、働きに行っている人もいるため、残業となっても食事が摂れるようにしている。

(エ) 丸刈りのボランティアと記載があるが、強制はしていないか。

本人の希望により行っている。希望者には同意書を提出してもらうようにしている。また、常勤就労希望者に対しては、散髪代として1000円の貸し付けも行っている。

(オ) 衛生責任者とあるが。

衛生管理について、業者任せにせず、研修を受け職員も注意するようにしている。

#### コ 様式2-13 横浜市のホームレス自立支援に関する施策の方針の理解について

(ア) 寿地区を中心とした、不安定な就労層をホームレスにさせないよう支援を行うとあるが、具体的に説明してほしい。

寿地区には日雇いなどの不安定就労層が多く、職業の転換も難しいが、転換への動機付けをし、また、日雇い就労の場合も居所を確保するように促している。

#### サ 様式2-14 入所者の自立支援の取組について

(ア) 施設内作業については、当初なかなか人が集まらないと聞いたが、どの程度の期間で参加する人が増えたのか。また、自立への動機付けになるのか。

施設内作業を導入して、半月後には人が並ぶようになった。何もしていなかった人が、身体を動かすことを試すという点では、機能しているかと思う。

(イ) 措置業務をしていると、上から下へという姿勢が見えてくるが、気になる記述が資料にもある。そうならないように利用者本位という姿勢をいつも考えて業務に当たってほしい。

(ウ) 自立というテーマが市、福祉局、区にはあるが、行政に対して、こういうものがあれば良いと思うものがあれば教えてほしい。

就労の結果、自活に満たない人の生活については、半福祉半就労を含めて考えなければならないと思う。

(エ) 措置業務である生活保護との関わりによるものと思われるが、処遇方針という言葉は上から下へという意識があるとされ、現在は行政以外の社会福祉実践の場では使われなくなっている言葉ではないかと思われる。変えていくつもりはあるのか。

職員間では、処遇という言葉についても話し合っている。とても良い指摘をいただいたので、職場に持ち帰って議論したいと思う。

#### シ 様式2-15 入所者に対する生活相談、助言等の支援の取組について

(ア) 保健にも力を入れているのか。

衛生局の委託でホームレス巡回相談事業に保健師も付けている。また、施設にも

保健師を配置している。利用者の服薬管理など行っている。

- (イ) 社会福祉のサービス提供の際には、アセスメントをして課題を把握し、プランをたてて、実施し評価して見直しをするという一連の流れがある。はまかぜで業務に当たる職員もそのような考えをしなければならないと考えるが、どうかだろうか。

職員間で勉強会を開いている。複数回の入所に対しても貫徹した処遇をしたいと考えている。記録用紙にも、次回入所した場合はどこに力を入れたいのか記入する欄も設けている。

- (ロ) 担当制で支援しているものと思うが、各担当員の査察指導は職員がするのか。

主任が査察指導業務を行っている。

- (ハ) 施設の外部にアドバイザーはいるのか。また、ケース検討会に外部の人は参加することはあるのか。

中区役所のケースワーカーに参加してもらうことがある。

- (ニ) 最近で一番印象に残っている入所者はどのような人か。

記憶喪失の人が入所してきたことがあり、印象に残っている。名前や生年月日も分からず、戸籍も分からないので就職もできず、本人が不安や焦りを抱えている。退所も迫ってきているので、詰めの段階まで来ている。はまかぜは緊急一時保護的な性格もあるので、支援について勉強させてもらっている。

#### ス 様式 2 - 1 6 関連機関（福祉、保健、医療機関等）との連携について

- (ア) 寿福祉プラザ内の福祉局寿地区対策担当と連携しているのか。

借金問題は寿地区対策担当がノウハウを持っているので、情報交換している。

#### セ 様式 3 管理運営に関する収支予算書について

- (イ) 経費節減の視点というのはどういうものか。

財源は非常に厳しいが、無駄遣いはしない、サービスの質は低下させないことを前提にしている。

- (ロ) 具体的な節約の取組内容を教えてほしい。

保守や清掃は入札とし、節減できるものは減らしている。紙も裏紙を使用するようにしている。

- (ハ) 学生アルバイトの実績や業務内容について教えてほしい。

夜の当直に4人入ってもらっている。業務内容としては、利用者の対応など、当直職員の補佐をしてもらっている。これまでの学生のアルバイトから2人が当法人の職員となっている。厳しい仕事だが、よくやってもらっている。

- (ニ) これまでに年度単位の運営方針など決めたことがあったか。

結果についての年報は出しているが、運営方針として定めたことはない。

今後は運営方針を定めた方が良い。

#### 4 審査結果

提出書類及びヒアリングにより各委員が採点をした結果、650点満点中579点との結果が得られた。

横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会として、社会福祉法人神奈川県匡済会を横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜの指定管理者候補団体とすることについて採決をとった結果、全委員賛成で採決した。

この結果を受け、横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会は社会福祉法人神奈川県匡済会を横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜの指定管理者候補団体として選定したことを福祉局長に報告することとした。

#### 5 委員総評

- ・ホームレスに対する理解、設置の趣旨などの理解は良いが、措置制度の名残が提出書類などに散見される。利用者本位の支援という点で変わることができれば万全の運営ができると思う。

- ・実績は大変優秀であるが、自立の考え方など、もっと具体的な提案内容であってほしかった。また目新しい提案もほしかった。

- ・大変難しい審査であった。先に決まった形があり、当てはめていくような仕事ではなく、進んだ後から形ができていく仕事ではあるが、これからは実施が先ではなく、行動と計画が同時進行でなければならない。また、資格を重視しているのは良い点であった。単に資格があるというのではなく、様々な知識や自立支援の技術を高めていこうという姿勢の現れだと思う。

- ・ホームレスの自立支援に対する思いや気持ちは伝わるが、行動と外に現れてくることとこのができるだけ同じ形になって、利用者や市民に正しく理解されるような実践をしてほしいと思う。ますますの援助の充実を期待したい。

- ・法人の財務状況が安定していることを評価したい。ホームレスの支援においても昭和50年代から横浜市のホームレス施策に協力もしてきており、実績においても優れており、評価した部分である。

社会福祉においては、人権擁護や利用者本位ということを理念として強く持たなければならない。そうした理念を見失いがちな分野であるので、特に強く意識しなければならない。

#### 6 閉会

委員長が閉会の宣言を行い、第3回横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会は閉会した。